

KULS ニューズレター No. 59

INDEX

- 司法政策教育研究センターの設置について
- 鹿児島大学司法政策教育センター開設記念公開シンポジウムについて
- 自動車運転死傷処罰法の司法試験出題について
- キャンパスライフ

● 司法政策教育研究センターの設置
について ●

4月9日(木)に、3月1日づけて設置されていた「司法政策教育研究センター」の看板の除幕式が行われました。

このセンターは、鹿児島大学の法学教育研究活動を充実・振興する拠点として位置付けられており、(1)法学分野の教育研究基盤の提供とその振興に関すること、(2)法学教育カリキュラムの調査研究に関すること、(3)法律実務のための発展的学修の場の提供に関すること、(4)法務学修生に関すること、(5)臨床法学教育活動を通じた社会貢献に関することを、実施していきます。

司法政策研究科廃止後は、このセンターを拠



【除幕者の前田学長(右)と米田センター長(左)】

点に学修支援が継続され、今後も鹿児島大学として法曹志願者への支援を行っていきます。

当日は、晴天の下、約25名の参加者を得て、前田芳實学長の挨拶の後、前田学長と米田憲市司法政策教育研究センター長が除幕を行いました。除幕式後、米田センター長から報道陣にセンター内部の公開と説明が行われました。また、センターのホームページも開設され、情報発信も始まりました。

URL: <http://www.ls.kagoshima-u.ac.jp/center/>

センター設置の目的及び必要性

本学大学院司法政策研究科(法科大学院)は、平成27年度(平成27年4月入学)より学生募集停止となったが、司法政策研究科が実施した法曹養成課程の教育資産を活用して、本学が地域の法学教育機関としての責務を果たすための基盤を整備し、今後も地域の法曹志願者への支援やリカレント教育を含めた、地域貢献を軸とした法学教育研究の振興に取り組むための拠点を設ける。

具體的取組

＜学部・大学院教育支援＞

- ・高度な専門性を踏まえた実践力を身に付ける教育方法を提供
 - ・ネットワークを活用した教育ノウハウを実施
- ＜リカレント・キャリア開発支援＞
- ・地域の法曹、諸士業や地域専門家の法的高度化
 - ・公務員や企業就業者のリカレントやキャリア開発法曹志願者支援

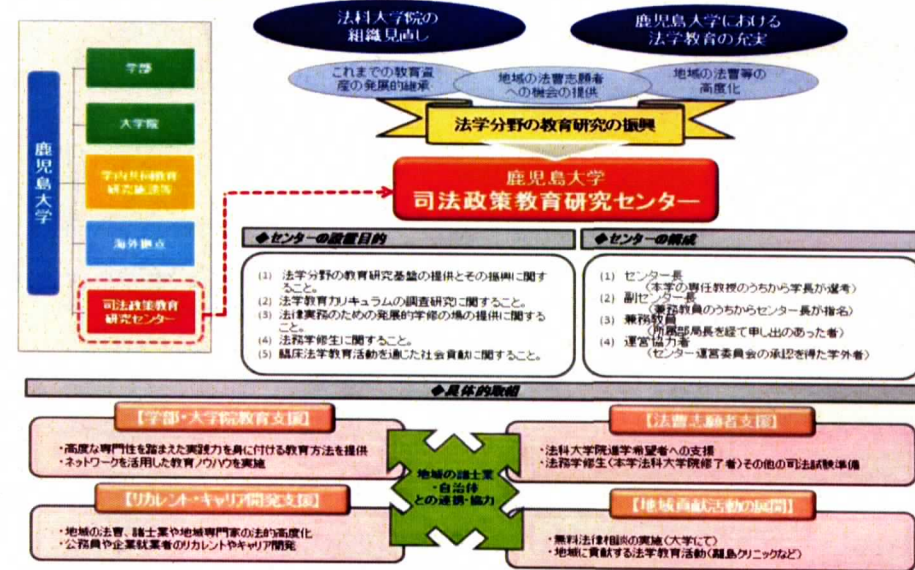
- ・法科大学院進学希望者への支援
- ・法務学修生（法学法科大学院修了者）その他の司法試験準備

＜地域貢献活動の展開＞

- ・無料法律相談の実施（大学にて）
- ・地域に貢献する法学教育活動（離島クリニックなど）

【概念图】

鹿児島大学司法政策教育研究センター



● 鹿児島大学司法政策教育研究センター開設記念 公開シンポジウムについて ●

鹿児島大学司法政策教育研究センターは、平成27年6月6日(土)に開設記念シンポジウム「法律系人材の充実の取組みー鹿児島大学の新しい社会貢献を目指してー」を開催しました。

当日は、文部科学省の担当官、鹿児島県弁護士会、鹿児島県社会保険労務士会、鹿児島県土地家屋調査士会など各法律系士業の皆様、自治体や報道機関等の関係者、前田芳實学長、高松英夫理事をはじめとする本学教職員や学生などを含む、70余名の参加者がありました。

冒頭、前田学長の開会挨拶では、司法政策教育研究センターにおいてはこれまでの法科大学院における教育研究活動実績の継承・発展を行いながら、大学としての法学系教育研究の力を結集し、地域の関連機関とのネットワークを強化することで、法曹を含む地域の法律系人材の養成とリカレント機能の充実に図り、これまで以上の社会貢献を目指すことが述べられました。



【開会挨拶をする前田学長】

続いて、文部科学省高等教育局専門教育課の眞保洋専門官、鹿児島県弁護士会の大脇道孝会長の挨拶があり、その後、九州大学法科大学院の田淵浩二院長、島根大学山陰法実務教育研究センターの朝田良作センター長、九州弁護士連合でリカレント教育の普及活動に取り組まれている宇加治恭子弁護士による講演が行われました。

後半では、米田憲市司法政策教育研究センター長による事業説明の後、センター長がコーディネーターとなり、「法律系人材養成における鹿児島



【パネルディスカッションの様様】

大学の役割」と題したパネルディスカッションが行われました。パネリストは、講演いただいた3名に加え、中央大学法務研究科の山田八千子教授、京都産業大学法科大学院の草鹿晋一教授、静岡大学法科大学院の宮下修一教授が加わり、センターの活動への期待として、リカレント教育を含めた地域の法律系人材養成に向けた本センターの活用等について活発な議論が行われました。

最後に、本学の科目等履修生として実際にリカレント教育を受講した鹿児島県社会保険労務士の川口俊一会長をはじめ参加者との意見交換を行うなど、充実したシンポジウムとなりました。

また、シンポジウムでは参加していただいた方に、アンケートへのご協力をお願いしました。集計したところ、センターの取り組み課題である「地域の法律系人材の充実」について理解や共感が高まったという回答が89.7%に上るとともに、「鹿児島大学は、学部の法学教育を含む「法律系人材の充実」全体の取組について、これまで以上に推進すべき」との回答が89.7%、「センターの取組は地域に重要であり、鹿児島大学の地域貢献として、しっかり推進すべきだ」との回答が92.3%を占めるなど、鹿児島大学の法学教育研究や地域貢献への期待が示されました。回答の中には、具体的なセミナーの企画案などを示して下さった方がおられたり、「今後機会があればセンターの取組みに協力したり、参加したりしたい」との回答も82.1%に上りました。米田センター長は「今後の活動の導きとなる意見や提案をたくさん寄せていただいて、本当にありがたい」と話していました。現在センターでは、こうした期待に応えられるような事業計画の策定とセミナーの開催の準備を進めています。是非今後とも、地域

のみなさまのご支援とご協力をお願い致します。

● 自動車運転死傷処罰法の司法試験出題について ●

司法試験の刑法の出題について、刑法から自動車運転死傷処罰法(自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律)に罰条が移行した自動車運転過失致死傷罪等の扱いにつき、以前から司法試験の出題範囲に含まれるとの情報が回っており、ニューズレターでも過去に注意喚起したところですが、平成27年3月4日の司法試験委員会で以下の決定がなされました。試験の2か月前という直前期の決定であったことから、27年度試験の受験予定者である修了生には、各自に直接メールによって注意を促しましたが、在学中の学生にも本ニューズレターであらためて周知致します。各自、学修にあたっては留意してください。

司法試験の刑法の出題について 平成27年3月4日 司法試験委員会

「司法試験の刑事系科目における刑法に関する分野の出題については、これまで、刑法を中心とし、大学や法科大学院における講義あるいは教科書等で通常触れられる刑事実体法に係る関連法分野も出題範囲とするの方針がとられてきたものであるが、先般、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(以下「自動車運転死傷処罰法」という。)が施行され、自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させる行為については、刑法ではなく、自動車運転死傷処罰法が適用される状況が生じた。自動車の運転に伴い人を死傷させた事案については、その前後の経過等も含め、作為義務、因果関係、過失等の刑法総則上の重要な概念に関わる問題を生じることがしばしばあるところ、このような基本概念の理解が法科大学院における刑法の学修に際して重要であることに変わりはないため、今後においても、自動車の運転に伴い人を死傷させた事案が、自動車運転死傷処罰法第5条の罪の成否等も含め、出題の対象となり得ることを改めて確認するものとする。」(法務省ホームページより引用)

● キャンパスライフ ●

● 平成26年度学位授与式

3月25日(水)、平成26年度学位授与式が行われました。当日は、所定の単位を取得して最終試験に合格した5名の方が、法曹実務専攻の課程を修了し、法務博士(専門職)の学位を授与されました。厳格な成績評価を経て、法科大学院の厳しい学修を成し遂げたみなさんに、心から敬意を表します。当日は、間近に迫った司法試験に向けた修了生のみなさんの表情が頼もしく見えました。



【平成26年度 学位授与式の模様】

● 西オーストラリア副学長が表敬訪問

3月27日(金)、西オーストラリア大学のケント・アンダーソン副学長が前田芳實学長を表敬訪問しました。

同大学は鹿児島市の姉妹都市であるパース市に位置し、1911年2月に設立された西オーストラリア州で最も古い大学で、総学生数約25,000人が在籍する総合大学です。

今回、アンダーソン副学長は、本学と西オーストラリア大学との学生交流の可能性について意見交換を行うため、本学を訪問しました。

当日は住吉文夫理事、竹内勝徳学長補佐、米田憲司司法政策研究科長が同席し、今後の学術交流協定の可能性や両大学で共通している研究分野について、歓談しました。



【学生交流の可能性について意見交換模様】

● マルチメディア教室・遠隔講義システム更新

鹿児島大学法科大学院の教育の特色であり、九州・沖縄法科大学院教育連携の基幹設備である遠隔講義システムのプロジェクトが新たな機器に更新されました。このシステムは、法科大学院設置時の法科大学院形成支援プログラムを財源として構築されたもので、プロジェクトも設置以来8年に亘り使い続けていたため、プロジェクトの基盤やランプの劣化により画像や色質が落ちていました。今回の更新より、これまで以上に鮮明な画像でのコミュニケーションが可能になりました。

● 鹿児島県弁護士会理事訪問

4月3日(金)、鹿児島県弁護士会会長・大脇通孝弁護士を始め、副会長である養毛まりえ弁護士、法律事務所大童正樹弁護士、泉孝臣弁護士が本学を来訪されました。現在鹿児島県弁護士会に所属する先生方に実務家教員としてのご講義、さらにまた、チューター・起案等でご指導いただいています。今後も鹿児島県弁護士会と司法政策研究科の連携・協力を深めていくことを確認しました。



【鹿児島県弁護士会理事の方々と鹿児島大学司法政策教育研究センター教員】